

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：花巻市

令和8年8月4日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.7%
31～35年	93.8%
26～30年	92.0%
21～25年	92.1%
16～20年	91.3%
11～15年	92.9%
6～10年	89.3%
1～5年	93.2%

【説明欄】

- ・週の勤務時間が38時間45分未満の職員については、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算して平均給与額を算定している。
- ・男性の約79%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は約43%にとどまる。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約84%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約67%となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	19.7%

【消防職を除いたもの】

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	22.1%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の課長級以上の職員

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	18.8%
本庁課長相当職	23.1%
本庁課長補佐相当職	30.6%
本庁係長相当職	52.8%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の行政職の係長級以上の職員

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	76.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	1 1 . 1 %	0 %	0 %
2 週間以上 1 月以下	6 9 . 5 %	0 %	0 %	0 %
1 月超 3 月以下	2 1 . 7 %	0 %	0 %	4 0 . 0 %
3 月超 6 月以下	4 . 4 %	0 %	0 %	2 0 . 0 %
6 月超 9 月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
9 月超 12 月以下	4 . 4 %	6 6 . 7 %	0 %	4 0 . 0 %
12 月超 24 月以下	0 %	1 1 . 1 %	0 %	0 %
24 月超	0 %	1 1 . 1 %	－	－

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
平均超過勤務時間数	1 3 . 7 時間／月